

令和7年度高梁市一般廃棄物処理実施計画

1. 対象計画区域

高梁市全域

2. 排出量及び処理量の見込み

(1) ごみ

種類		計画量 (t／年)	
家庭系ごみ	燃やせるごみ	4, 8 1 7	5, 9 2 3
	燃やせないごみ	3 6 7	
	資源ごみ	7 3 9	
事業系ごみ	燃やせるごみ	2, 6 3 0	2, 7 2 8
	燃やせないごみ	5 9	
	資源ごみ	3 9	
計		8, 6 5 1	

(2) し尿・浄化槽汚泥

種類	計画量 (K 1 /年)
し尿	3, 9 7 1
浄化槽汚泥	8, 7 6 7
計	1 2, 7 3 8

3. 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

項 目	内 容
ごみの分別、減量化方法の周知徹底	ごみの分別及び減量化についての広報を行うとともに、分別ガイドブック「マナーは家庭から」の改訂を行います。
分別学習・出前講座の充実	市内小学校で実施している分別学習を、中学校も対象とします。また、各地域へ積極的に出向いて分別及びごみ減量の啓発活動を行います。
事業系ごみ排出抑制及び適正排出の徹底	事業系ごみの排出抑制の啓発を行うとともに、高梁地域事務組合と連携し、事業系ごみの処理責任を明確にし、適正排出の徹底を指導していきます。
水切りによる生ごみの減量化	生ごみの水切りをすることによってごみ減量化とともに、焼却に必要な燃料も少なくなりCO ₂ 排出抑

	制にもつながるため、水切りの徹底を周知していきます。
段ボールコンポストの普及啓発	生ごみを微生物の力で分解したい肥にする段ボールコンポストの普及啓発を行います。
マイボトル・マイ箸の推進	使い捨て製品削減のため、事業者とも連携しマイ箸やマイボトルの使用を呼びかけます。
簡易包装によるごみ減量化	事業者に簡易包装を呼びかけるとともに、消費者に量り売りやバラ売りのものを積極的に選ぶよう広報紙等で呼びかけます。
詰替え製品の利用等の促進	詰替え製品の積極的な購入等、ものを長持ちさせ大切にする生活スタイルを呼びかけます。
食品ロス削減の取組み	本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品ロスの削減に向けて、啓発活動を行うとともに順正学園フードドライブと連携していきます。
3010運動の周知	宴会や会食時の最初の30分と最後の10分は料理を楽しむ食べ残しを減らす3010運動の実施を呼びかけ、食品ロス削減を図ります。
公共施設における再生品の利用促進	公共施設において、古紙利用のトイレットペーパーやコピー用紙など、環境にやさしい製品を積極的に利用します。
資源化物の拠点回収	リサイクル推進のため、廃蛍光管及び廃電池の拠点回収を行います。
環境パネル展の開催	市民・事業者・行政の協働による環境パネル展等のイベントを開催し、地球に優しいライフスタイルの促進を図ります。
分別排出の徹底	燃やせるごみと資源ごみが分別されずに混在して排出されている事例があるため、ごみ分別の周知を継続して行っていきます。
集団回収の促進	ごみ減量化協力団体報奨制度を継続し、資源化を推進するとともに、実施状況を広報し集団回収の促進を図ります。

4. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) 家庭系ごみ

種類・品目	計画量 (t／年)	収集運搬		処分	
		方法※	主体	方法	主体
燃やせるごみ	4, 8 1 7	ステーション方式 週1・2回	市（委託・許可）／排出者	焼却 資源化	高梁地域事務組合
燃やせないごみ	3 6 7	ステーション方式 月1回・2か月に 1回		破碎 焼却 埋立 資源化	
かん類	5 4	ステーション方式 月1回		資源化	
びん類	1 5 1				
ペットボトル	6 1				
その他プラスチック	1 0 7	ステーション方式 週1回・月2回			
紙パック	3 6 6	ステーション方式 月1回			
段ボール					
新聞					
雑紙					
雑誌					

※許可業者又は排出者による直接搬入は随時

(2) 事業系ごみ

種類・品目	計画量 (t / 年)	収集運搬		処分	
		方法	主体	方法	主体
燃やせるごみ	2, 6 3 0	戸別収集方式 直接搬入方式	許可業者／排出者	焼却 資源化	高梁地域事務組合
燃やせないごみ	5 9			破碎 焼却 埋立 資源化	
かん類	1			資源化	
びん類	1 8				
ペットボトル	5				

その他プラスチック	1				
紙パック	1 4				
段ボール					
新聞					
雑紙					
雑誌					
合計	8, 6 5 1				

(3) し尿・浄化槽汚泥

種類・品目	計画量 (K 1 /年)	収集運搬		処理	
		方法	主体	方法	主体
し尿	3, 9 7 1	戸別収集 方式	市委託業者	嫌気性消化 処理 (公共下水道 放流)	高 梁 地 域 事務組合
浄化槽汚泥	8, 7 6 7		市許可業者		

5. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) ごみ中間処理施設の概要

・焼却施設

施設名	高梁地域事務組合クリーンセンター ごみ焼却処理施設
所在地	高梁市段町 7 4 8
処理方式	准連続燃焼方式 (ストーカ式)
処理能力	2 8 t / 1 6 H × 2 炉

・粗大ごみ処理施設

施設名	高梁地域事務組合クリーンセンター 粗大ごみ処理施設
所在地	高梁市段町 7 4 8
処理方式	破碎処理
処理能力	3 0 t / 日

・資源ごみ処理施設

施設名	高梁地域事務組合クリーンセンター リサイクルプラザ
所在地	高梁市落合町阿部 2 5 2 7 - 1
処理方式	選別・圧縮・梱包
処理能力	1 4 . 6 t / 日

(2) 最終処分場の概要

施設名	高梁地域事務組合クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場
所在地	高梁市松原町松岡 5 3 1 8
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立面積	2 2, 0 0 0 m ² (全体計画 3 2, 0 0 0 m ²)
埋立容量	1 2 6, 0 0 0 m ³ (全体計画 2 4 9, 0 0 0 m ³)

(3) し尿処理施設の概要

施設名	高梁地域事務組合クリーンセンター し尿処理施設
所在地	高梁市段町 7 4 8
処理方式	嫌気性消化処理 (公共下水道放流)
処理能力	6 2 k l / 日

6. 産業廃棄物の受入れ

市は、一般廃棄物の処理及び処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物とあわせて処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理を行う。

7. 一般廃棄物収集運搬業の許可

一般廃棄物の収集運搬は既存の許可業者により適正に実施されており、将来のごみ排出量の見込みからも、引き続き既存の許可業者によって継続的かつ安定的な収集運搬が維持できるものと考えられるため、原則として新規許可は行わないこととする。